

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（清涼飲料水（P F O S 及び P F O A）に係る改正）について（概要）

令和 7 年 2 月 26 日
消 費 者 庁
食 品 衛 生 基 準 審 査 課

1. 改正の趣旨

- 内閣総理大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品又は添加物の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。規格基準については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において定められている。
- 今般、規格基準告示のうち、清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行うもの」に含まれる、ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A）に係る成分規格を設定することについて、令和7年2月10日開催の食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会の審議において了承されたことを受け、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 清涼飲料水の規格基準で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、以下の規格基準を新たに定める。
 - ・ ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A）の和として0.00005 mg/lを超えて含有するものであってはならない

3. 根拠条項

- 法第13条第1項

4. 施行期日等

- 告示日：令和7年度中（予定）
- 施行期日：告示の日。ただし、令和8年4月1日前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合は、なお従前の例によることができることとする。